

よりよい介護のために 介護サービス相談員が活動しています

介護サービス相談員は、利用者と事業所をつなぐ「橋渡し役」です

佐賀中部広域連合に登録している「介護サービス相談員」が定期的に介護サービス事業所や施設を訪問し、利用者みなさまからお話を伺います。

- ・利用者の疑問や不安、要望
- ・職員に直接言いにくいこと
- ・相談員自らが気づいたこと など

お聞きした内容等を事業所に「橋渡し」をしながら、問題の改善やサービスの質の向上を目指していきます。



現在、登録いただいている事業所を紹介します!!



介護サービス相談員受け入れ事業所

※ 順不同
R8.4.1現在

きんりゅうケアセンター桂寿苑
介護老人福祉施設

きんりゅうケアセンター桂寿苑
短期入所生活介護

住宅型有料老人ホーム
シルバーランド天祐

デイサービスセンターてんゆう

特別養護老人ホーム桂寿苑

短期入所生活介護 桂寿苑

きんりゅうケアセンター桂寿苑
通所介護

デイサービス ケアポート晴寿

特別養護老人ホーム
ケアポート晴寿

ショートステイ ケアポート晴寿

介護付き有料老人ホーム
ケアポート晴寿

小規模多機能ホーム
ケアポート晴寿

介護サービス相談員は、車いすへの移乗や食事の介助などの「介護」にあたる行為、サービス事業所の評価、利用者同士や、家族間のトラブルの仲裁等を行いません。事業所と共に介護サービスの質の向上を目指していきます。

施設での素敵な取り組みをご紹介します！

(きんりゅうケアセンター桂寿苑 介護老人福祉施設)

相談員として活動する中で、施設独自の取り組みについてお話を伺いました。

『願い事叶えたい券』

施設で生活する中で、利用者の方自身の「こんなところへ出かけたい」「こんなことがしてみたい」という希望や願いに対して、自分らしい生活を送っていただくために施設職員が支援をしていくという、独自の取り組みがあるそうです!!

★『願い事叶えたい券』の内容

【使用基準】

- ① 半日券・・・3ヶ月に1回使用できます。(午前のみ・午後のみ)
- ② 1日券・・・6ヶ月に1回使用できます。(上半期・下半期)
- ③ 送迎券・・・送迎のみの場合は、2ヶ月に1回使用できます。



【過去の使用例】

- ① 1日券を利用して、お寺にお参りに行く。
- ② 半日券を利用して、孫の結婚式に行く。
- ③ 半日券を利用して、選挙投票に行く。
- ④ 半日券を利用して、家族と食事に行く。
- ⑤ 送迎券を利用して、自宅に帰り家族と過ごす。
- ⑥ 送迎券を利用して、ショッピングモールに買い物に行く。



(施設職員より)
「願い事叶えたい券」を使って、お正月に自宅に帰り家族と共に過ごされたり、買物やお参りに行ったりされ、みなさまに喜ばれています。

(介護サービス相談員より)
利用者みなさんの思いに寄り添った支援をされているのが伝わってきます。笑顔で過ごされている様子が目に浮かぶようです。



介護サービス相談員より

令和7年度も介護サービス相談員派遣事業にご協力いただき誠にありがとうございました。ご多忙の中受け入れてくださったサービス事業所の皆さま、訪問した相談員に温かく接してくださった利用者の皆さまに改めてお礼申し上げます。まだまだ不慣れで行き届かない点もありますが、よりよいサービスの提供に向け事業所と利用者の「架け橋」となれるよう努めていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

令和8年4月発行 NO.2

【お問い合わせ先】
佐賀中部広域連合 給付課指導係

〒840-0826
佐賀市白山二丁目1番12号佐賀商ビル5階
電話：0952-40-1131

